### 議案第74号

# 平成24年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

689,538 戸

(2) 年間総配水量

186, 588, 000 m<sup>3</sup>

(3) 1日平均配水量

511, 200 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

ア耐震管路等整備事業

5,389,000 千円

イ 川崎縦貫道路関連施設整備事業

116,000 千円

ウ施設再構築事業

3,900,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

					47	Z	入	
第	1 款	水 道	事	業	収	益		33, 315, 729 千円
· 5	第1項	営	業		収	益		30,762,133千円
Ś	第2項	営	業	外	収	益		2,351,396 千円
5 5	第3項	特	別		利	益		202, 200 千円
					支	Ž	出	
第 ]	l 款	水 道	事	業	費	用		32,461,743千円
角	第1項	営	業		費	用		30,975,733千円
舅	第2項	営	業	外	費	用		1,446,071千円
角	第3項	特	別		損	失		29,939 千円
身	第4項	予		備		費		10,000千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12,339,804 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 557,790 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金11,782,014 千円で補てんするものとする。)。

		J	収	入	·
第1款	水道事	業資本的」	权入		3, 188, 820 千円
第1項	企	業	債		2,570,000千円
第2項	出	資	金		30,000 千円
第3項	補	助	金		364, 265 千円
第4項	負	担	金		205,756 千円
第5項	融資	補償金返	還金		10 千円
第6項	固定	資産売却	代金		18,779 千円
第7項	その化	也の資本的	り 収 入		10 千円
		=	支	出	
第1款	水道事	業資本的意		出	15, 528, 624 千円
第1款 第1項			支出	出	15, 528, 624 千円 12, 588, 323 千円
		業資本的意	支出	出	
第1項	建言	業資本的 3 设 改 良	支出 費	出	12, 588, 323 千円
第1項第2項	建言	業資本的 3 设 改 良 : 債 償 :	支出 費	出	12, 588, 323 千円 30, 000 千円
第1項 第2項 第3項	建 投 企 業 補 助	業資本的 3 设 改 良 : 債 償 :	支 と 費 資 金 金	出	12,588,323 千円 30,000 千円 2,879,778 千円
第1項 第2項 第3項 第4項	建投企補融	業資本的 3 设 改 良 債 償 金 返	支 還 還 還 還 還	出	12,588,323 千円 30,000 千円 2,879,778 千円 25,503 千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

事項	期	間	限	度	額
平成 24 年度 耐震管路等整備事業関連経費	F	5年度から 3年度まで	2,	174, 2	97 千円
平成 24 年度 施設再構築事業関連経費		5年度から 7年度まで	12,	324, 2	46 千円
平成 24 年度 原·浄·配水施設関連経費		年度から 年度まで	3,	466, 5	60 千円
平成 24 年度 土地借上料		年度から 年度まで		29, 1	64 千円
(仮称)上下水道総合サービス センター運営関連経費	1	年度から 年度まで	1,	047, 3	75 千円
水道料金業務等オンライン システム機能拡張改修関連経費	平成	25 年 度		55, 9	65 千円
水道検針等業務用携帯型端末機器 システム利用関連経費		年度から 年度まで		292, 9	50 千円
「給水装置改良資金融資」に伴う 金融機関に対する損失補償	i i	年度から 滅時まで	·	10,00	00 千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 耐震管路等整備事業施設再構築事業	千円 58,000 2,512,000	政府音・銀行その他は公子を通信の地域の一個では一個の一個では一個の一個では一個での一個では一個では一個では一個では一個では、一個では一個では、一個では、一個では、	年5.0%以内 年5.0%以内 た直りにのってしばりにのってしば後 当年利 で資利をお見度率 は後 当年利 で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	借 30 年 30 年 30 年 30 の年間では、本本のの年間では、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変に

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流 用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
  - (1) 職 員 給 与 費

6,073,503 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、254,240 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、577.190千円と定める。

平成24年2月15日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫